

規制改革・民間開放推進会議

国際経済連携WG

第1回会合 議事概要

1. 日時：平成18年9月21日（木）9:55～11:17
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：
 - (1) 「今後の外国人の受入れについて」に係る意見公募結果について
 - (2) 「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」の実行状況について
 - 「『技術』、『人文知識・国際業務』の要件の緩和」
 - 「研修・技能実習制度の要件の明確化等（いわゆる「5%ルール」）」
 - 「在留特別許可されなかった事例の公表並びに在留特別許可のガイドライン化」
4. 出席：

規制改革・民間開放推進会議

安居委員、矢崎委員、井口専門委員

法務省

入国管理局入国管理企画官 利岡 寿

入国管理局審判課長 沖 貴文

安居委員 定刻には若干早いですが皆様お揃いですので、規制改革・民間開放推進会議の国際経済連携ワーキンググループを始めたいと思います。法務省の利岡企画官と沖課長におかれては、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の議題の1つ目としましては、法務省にて6月に公表されました「今後の外国人の受入れについて」との御提言に対して一般の方々から御意見を募集され、その結果がまとまったとのことですので、まずはこの点について10分程度で御説明をお願いできればと思います。それから、引き続いて、規制改革に関する政府計画の中で、法務省にて措置をお進めいただいている数多くの事項のうちから3点、詳しくは資料1として席上配布した内容ですが、これも10分程度で御説明をお願いしたいと思います。1つ目が我が国の国家資格保有者の就労の在り方を検討する「『技術』、『人文知識・国際業務』の要件の緩和について」、2つ目が企業単独型研修の受入れ人数の拡大を検討する、いわゆる「5%ルール」の見直し、そして、手続の透明化・明確化を図る「在留特別許可のガイドライン化」、これらにつきまして、それぞれ御説明をお願いします。追って、残りの40分ほどで、それぞれについて意見交換させていただきたいと思っております。それから、あらかじめ事務局からお願いしました通り、本日御提出の資料と議事は当会議のホームページ上で後日公開させていただきますので併せて宜しく願いしたく思います。それでは、まず御説明からお願いします。

利岡企画官 それでは、まず私の方から法務副大臣のプロジェクト「今後の外国人の受入れについて」の中間まとめの概要について、お手元に配布させていただきました、中間まとめの意見募集結果、資料の2 - 2になりますが、こちらに基づいて御説明差し上げようと思います。外国人の受入れにつきましては、昨年3月に、御案内かと思いますが、法務省で公表しております第3次出入国管理基本計画の中でも、我が国が必要とする外国人の円滑な受入れ、これは主要な課題の1つとして掲げております。こういうことから、昨年12月に、法務副大臣を主査とする「今後の外国人の受入れに関するプロジェクト」を立ち上げて、幅広くずっと議論させていただいておりました。安居・矢崎両先生御案内のように、今年の4月に法務省にお越しをいただきまして、河野副大臣に御意見をおっしゃっていただいたことは御案内の通りだろうと思います。一応の中間とりまとめができあがりまして、6月16日から7月15日の1か月間にかけて、法務省のホームページに掲載しまして、意見公募致しました。資料2 - 2の冒頭にありますが、トータルで437件程の御意見を頂戴しております。今般それを取りまとめまして、御意見に対する考え方、或いはそれを受けての補足説明等の形で、これに対してまた中間とりまとめ募集結果として取りまとめまして、先週末、金曜日の夕刻から再度法務省のホームページでこのままの形で公表しております。

内容についてそれぞれ御案内します。意見募集にかけた内容が資料の2 - 1でございます。前書きがございまして、1. で考え方の基本、2. で具体的施策として出しております。1の考え方の基本まで入れてこれを総論として出しております。やはり、総論に対する御意見が圧倒的に多うございまして、外国人労働者受入れについてが426件、受入れの上限を総人口の3%とすることが322件となっています。総数のトータルが437件の中で各論と総論のところでも重複してカウントしてございますので、各項目の全てをトータルしたものが数とは合致していませんが、そういう形でトータルされています。やはり、特徴としましては、3%、受入れの上限を3%とすることへの意見が多うございました。総論の部分で数の3%というのを掲げております。これは募集の中のところにも、上限を総人口の3%に設定するという形で提言させていただいておりますけれども、やはり受け止め方としまして、今の1.2%から3%、倍にするのかと、それから、受入れを促進していくのかという感じでとらえられた方が多うございまして、大多数の意見が反対の意見が多うございました。今の治安状況を見て、今の外国人を倍、入れることについて、数値目標のようにとらえられて、3%の倍増目標のようにとらえられた方が多うございました。結果として反対と、いう意見が多うございました。それが1つ大きな特徴かなと思っております。もちろん、法務副大臣プロジェクトで提言させていただきましたのは、上限の掲げた、何も掲げないと、副大臣の方も記者発表で述べられておりますけれども、何も数掲げないと、じゃあどれだけやるのか、却って国民の不安を煽ることになる。だから1つの目安として、だから増えていっても上限値として今の1.2%から倍程度まで、外国の例を見て、外国の5%ならばそこまではいかないでしょうと。だから上限値ということで掲げたもの

であります、受け取り方としては倍まですぐ入れるのか、みたいな形で受け止められてこういう結果になってございます。それについては、中間とりまとめの結果としてはこういう形ですと、再度そういう観点に立って、補足説明、その下にブルーの、副大臣PTの考え方として、本来のやつをまとめて、述べさせて説明いただいたという形でまとめてございます。

それから、次の項目に入りまして、研修・技能実習制度の改編と中間技能労働者の受入れについて、これは数が23件ございまして、事務方の予想に比してはるかに、この研修・技能実習制度への意見は少のうございました。こちらの中間技能労働者という形で総論の部分で意見を述べられた方が多うございましたけれど、研修・技能実習制度自体についての御意見は案外と少なかったと感じております。研修・技能実習制度と中間技能労働者を1つの事項として、1つのパラで括って提言させていただいたものですから、研修制度を即やめて、いわゆる中間技能労働者、単純労働者の受入れにつながるのではないかとという形にとらえられたのかなと思います。あくまでも、副大臣PTの考え方としましては、企業単独型の研修というのは制度をそのまま残して、或いは別の制度に改善すると。技術移転とかの建前が本音と乖離しているいわゆる団体監理型については改変して、その部分で必要な部分については一定の条件で中間技能労働者として受け入れることを検討すべきだという提言でございましたけれども、やはりとらえられ方としては少し意図した部分と違う部分があったのかなと思っております。それについても、本来の副大臣の考え方、やはり中間技能労働者の定義付け、はっきりした定義はまだございまして、各省庁によって単語も違いますし、その範疇、とらえ方も多少違っております。今後検討していくに当たっては、その定義、その範疇、各省と共通の認識に立って検討していく必要があるのかなという指摘もございましたので、当然、関係省庁と詰めていかなければいけないのかなと、名称も含めてですね、思っております。研修・技能実習生につきましては、その副大臣PTの青字で中ほどに書いてございます3ページ目でございますが、やっぱり、賛成・反対、研修制度については一定の評価が定着して、彼らの送出し国、本国にとっても技術移転が図られている事例もあるんだと、それから、こちらの受入れ企業にとっても一定のメリットを持っているのだからという賛成意見と、やはり実態が乖離しているからやめるべきだと、低賃金になっている部分があるんじゃないのかと、意見としては半々、総数の数は少のうございましたけれど、賛否両論の意見、大体ほぼ半々くらいの状況にございます。

それから、(3)の総合的な外国人の在留管理制度の構築、これは33件、これは御案内のように、それぞれの犯罪対策閣僚会議の下の在留管理に関するワーキングチーム、或いは、経済財政諮問会議で御指摘のあって取り上げられた生活者としての外国人の観点から外国人労働者問題関係省庁連絡会議で検討をしております。皆さん、そこら辺は承知されているようで、きちんとした管理は必要という意見でございます。

それから、次に(4)で、日系人の受入れ政策の見直し、これも各項目については比較

的少なくトータルで 30 件、そこに括弧で書いてございますが、日系人からの意見が 10 件ございました。日系人、いま現在おられる方で、「私らも打ち切られて帰されるのか」というような不安からの意見という形で、当然、即切るといふ提言でもございませぬし、今後受け入れる形としてはこういう形で、単に労働目的であれば血のつながりだけで受け入れるのは如何なものかという提言でございましたので、ただそこら辺が自分達もすぐ在留を打ち切られて、いわゆる送還、すぐに帰国させられるのかという不安の意見というのが 10 件ほどございました。

それから、後の項目の興行、それから、次の 6 番の留学・就学については、今やっている政策の延長みたいな、これについてはきちっと正していきましようという点、これについては、特段の賛成ですとか、特段の反対ですとかいったものは、これは今までの延長でそれほど目新しい提言ではございませぬので、意見もそれほどのもものではございませぬでした。

それからあと、少し飛ばしまして、時間の関係でございますので 6 ページの(9)、国際交流の推進や諸外国との協力、ここが意外に多うございまして 285 件の意見をいただいております。治安面でやはり外国人犯罪が増えているという観点から、国際交流推進とか、査証免除をやるときには、犯罪の多い国とか、そういうことを治安の面から考えて進めるべきであろうと。何も条件なしでやたらと広げることについては、不安感を持たれたようでございます。

最後のページ、7 ページでございますが、出入国管理手続の合理化、負担な部分があるのでもう少し何とかならないかという意見、これは従前から寄せられている要望等でございますが、こういう意見が 60 件ほどございました。

概要ですが、以上が意見募集の結果でございまして、それぞれ意見いただいたものについての、補足説明的なもので考え方をまとめて先週末にホームページで発表させていただいたと。それらを踏まえまして、現在 P T で最終のとりまとめの協議検討中でございます。以上でございます。

安居主査 ありがとうございます。それでは続いての議題についてもお願い致します。

利岡企画官 テーマの(2)の方でございますが引き続き私の方から。「『技術』、『人文知識・国際業務』の要件の緩和」の状況でございますが、この在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」の要件の緩和につきまして、3月31日に規制改革の計画が決定されまして、そこに記載・指摘されておりますように、社会の実態等を踏まえ、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野につき、随時措置すること指摘をされておまして、これは従前からうちの方もそういう視点でございまして、適宜やってございます。ただ、実際に新しく認められたものがあるかと言うと、実際にはこのところ出てきておりませんが、そういう確認できる分野で、客観的に評価できるものがあれば、それは随時やっていく形を取る。なお、「今後の外国人の受入れについ

て」の中で、そういう箇所も多少関係する箇所もございましたが、それについての特段の意見は、今回ございませんでした。これはそうすべきだとか、いや何とかという特段の意見募集結果では来てございません。

それから、次にテーマ(2)の方でございます。研修・技能実習制度の要件の明確化等、いわゆる研修生の受入れ、20分の1の上陸許可基準、いわゆる5%ルールとか言われていますけれど、複数の法人が人事、資金、取引、及び技術、或いは知識、一体として活動を行っているときは、当該複数の法人全体を、1つの受入れ機関として基準の適用を検討すると。資料の3にございますが、資料3を参照していただきまして、その「主な改正内容」の「研修の在留資格に係る上陸審査基準について」、上陸審査基準、これは省令でございますが、ここに規定を加えると。実態として1つの法人の実態が認められる受入れ機関に対してはそれを人数枠で扱いたまじようという形でホームページに載せて、いわゆるパブリックコメントにかけさせていただきました。3月末から4月にかけて1か月いただきまして、今、意見のとりまとめで、実際に具体的に基準をどうするのか、それと、意見・指摘ございましたけれど、それからこの意見につきましては少なくても、件数というのは8件ほどございました。件数は比較的少のうございました。基本的には反対意見はございませんでした。逆にもう少し緩和しろとか、あとは客観的な、法人として一体というのは客観的にならないのかという意見がございました。そこら辺も踏まえまして、関係省庁、研修を扱うところ、特に厚生労働省さんなんかと、いまだどういふ範囲で、どういふ形で規定するかを検討している。1つの、何と言いますか、人数枠、1つの受入れ機関、不正行為、基準省令でかかってくると、不正行為も全体としてかかってくるのかという観点も含めて、そういう形の論点も含めて、ちょうど協議してございます。これは当然、18年度中に措置でございますので、可能な限り早期に、厚生労働省さんと協議を促進して近いうちに決定したいと思っております。そういう状況になってございます。以上です。

沖課長 審判課長の沖と申します。宜しくお願い致します。本日のメインは在留特別許可のガイドラインの策定について御説明することになってはいますが、その前に1点だけ、配布しております資料4以降を御覧いただきたいと思っております。その4ページ、規制改革・民間開放推進3か年計画によりますと、在留特別許可されなかった事例も公表せよということをお願いしております。この点につきましては、本年6月にですね、25事例を公表させていただいております。3ページのところに戻っていただきまして、許可の事例につきましては15年分の26事例を翌年の16年に、16年分の28事例を翌年の17年に、17年、昨年分を本年の公表として25事例、併せて許可されなかった25事例を6月にホームページに公表しているという状況でございます。

それでは、在留特別許可のガイドラインについて御説明致しますが、その前に在留特別許可の制度について若干御説明をさせていただきます。配布してございます5ページ目にカラーの流れ図と、6ページ、7ページ、8ページに入管法の退去強制事由を抜すいしてございます。在留特別許可、といえますのは、我が国から退去強制をさせられるべき者、

すなわち入管法第 24 条に掲げてございます退去強制事由に該当する外国人について、退去強制させるのではなくて、法務大臣が在留を最終的に特別に認めるという制度でございます。では、退去強制に該当する者はどういう者だろうかということで 24 条、入管法を抜粋しておりますが、例えば、お手元でございます 24 条の 1 号、ここでは条文を書いておりますが、6 ページでございますが、これは不法入国者、密航者が該当しますし、3 号などは他の外国人の入国許可を不正に受けさせる目的で偽変造文書を作成するなどの不正行為をやった者は、これを退去強制しますよというようなことを書いてございますし、4 号、片仮名の口、これは不法残留者、これも退去強制の対象となります。チなどは、薬物関係法令に違反している者などは退去強制しますよと。薬物が拡散すると困りますので、そういったことを規定しておりますし、リにつきましては刑罰法令違反者ですが、執行猶予を受けた者、これは除いてございます。例えば又になりますと、売春関係従事者、こういったものをずらずらと列挙してございます。特に 8 ページの四号の二というのは最近加えた条項でございますが、昨今中国人のピックアップ強盗などがあって、それが初犯であったら執行猶予がつくと。しかしそれを放っておけば治安が悪くなるばかりであるというような御意見がございまして、一定の刑に処せられたような者につきましては、これは執行猶予が付こうが付くまいが退去強制に該当します、というようなことをずらずらと法律に限定列挙しておりまして、これらの何れかに該当する外国人は、入管法の規定に基づきまして退去強制手続が執られるということになります。一方で言いますと、24 条に該当しなければ、しない限りは退去強制させられることはないということでございます。

それでは、退去強制手続がどのように流れるかということにつきまして、5 ページに帰っていただきまして、カラーの図を御覧いただきたいと思っております。法に反する外国人とは言いましても、退去強制するという事柄の性格上、原則としてですね、3 段階の審査を経るという慎重な手続保障を規定しているところでございます。その 3 段階につきましては、上から、入国審査官の違反審査、特別審査官の口頭審理、法務大臣の裁決という 3 段階がありますが、まず第 1 段階は入管法 24 条に該当する容疑があるということで、例えば入管なり警察なり、或いは合同で摘発したり、或いは自主的に出頭申告してくる場合があります。それを警備官が調査して、証拠資料と共に入国審査官に引渡します。まず第 1 段階目に入国審査官が退去強制事由に該当しているかどうかを審査致します。該当していないということであれば左側の放免ということになりますが、該当していれば退去強制の対象となります。そうすると本人にですね、特別審査官のヒアリングを受けることができますよと教示することになっておりまして、放棄すればそのまま右端の方で退去強制になる訳ですが、口頭審理、ヒアリングを実施して下さいと当該外国人が述べれば、第 2 段階の特別審査官の口頭審理が実施されます。この 2 段階の特別審査官の口頭審理は、弁護士などの代理人の同席、或いはその外国人、或いはその代理人による証拠の提出、証人尋問、外国人自ら自己のために証人尋問をすることができますし、ヒアリングの際に知人、或いは親族の立会いを法律上認めておりまして、その外国人の反論、反証、弁解の機会を与えてお

るところでございます。その特別審理官の口頭審理の結果、やはり退去強制事由に該当しているというふうに判定しまして、入国審査官の判断に誤りはないと判定したときに、もし不服があるならば、法務大臣に異議の申出ができますよと、こういうふうに教示します。在留希望をもち、入管法に違反しているんだけど、どうしても在留したいという外国人は異議申出しますということで手を挙げる人が多くございます。それで第3段階目の法務大臣の方に異議申出があると、法務大臣が裁決ということになる訳です。退去強制事由に該当しますと、もう理由がない。けれども、事情を斟酌して、在留を特別に許可しましょうという判断が出れば、青で囲ってあります。在留特別許可になりますし、いや駄目だと、ということになりますと、退去強制令書が発付されて退去強制と、こういうことになります。では、それ以降の争いはないかと言いますと、これは司法に訴えることができます。これは、行政事件訴訟法に基づきまして訴訟ができますよという教示をすることになっております。そのように在留特別許可につきましては、この流れ図で御説明しましたように、法律上は法務大臣の、或いは権限を委任された地方入国管理局長の、裁量であると解釈されておきまして、最高裁判所におきまして、在留特別許可を与えるかどうかは、法務大臣の裁量に属するものであって、その許可は恩恵的なものであるという解釈が示されておりまして、これが判例として確立しているという状況でございます。従いまして、入国管理局におきましては、在留特別許可の許否の判断をするに当たっての基本的な考え方は、1件1件毎に、在留を希望する理由、或いは家族の状況、生活の状況、素行、或いは内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には、我が国における不法滞在者に与える影響など、そういったものを総合的に判断しまして、許否を決定することとしているところでございます。

それでは、今般作成致しましたガイドラインについて御説明致します。資料4の1ページにお戻りいただきたいと思っております。この策定したガイドラインにつきましては、8月23日に法務大臣の了解を得たところでございます。最初の四角で囲ってあります、在留特別許可に係る基本的な考え方につきましては、諸般の事情を総合的に勘案して判断するんだということは、先程、述べたとおりでございます。次に、在留特別許可の許否判断に係る考慮事項としまして、繰り返し説明しておりますが、在留特別許可は個別に1件1件、慎重に判断することにしておりまして、1件1件、中身が違う訳でございますので、その許可に係る基準というものはございません。しかしながら、先例がございますので、これらの先例を参考としながら、現在の日本を取り巻く状況などを総合的に勘案しまして、決定しているところでございますが、今回、在留特別許可のガイドラインの策定に当たりましては、冒頭申し上げました公表事例、これが100をちょっと切っておりますが、その公表事例を中心に、在留特別許可の判断に当たって考慮している事項につきまして、積極要素と消極要素を抜き出しまして、これを整理して、これを取りまとめてガイドライン化することとしたものでございます。従いまして、今後、事例を公表するに従って、新たなファクターが、考慮要素が加われば、これを改訂していきたい。このように考えている訳でござ

ざいます。

それでは、積極要素から御説明致します。具体的に御説明する前に、一枚めくっていただきまして、下の方に注としまして、出入国管理及び難民認定法（抄）としまして、法務大臣の裁決の特例、これは在留特別許可について規定している条項でございますが、50条に法務大臣は、前条第3項の裁決に当たって、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる、してありまして、積極要素として既に3つ掲げてございます。1つは永住許可を受けているとき。2がかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。3が人身取引等により他人の支配下におかれて本邦に在留するものであるとき。これは人身取引の被害者、という意味でございます。四号に、その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。ということの規定してありまして、今回ガイドラインはこの四号のその他、法務大臣が特別に在留を許可するというので、これまでの公表事例の積極要素のうち、積極要素として掲げるものにつきましては(4)まで集約しております。(1)を御説明致しますと、当該外国人が、日本人の子又は特別永住者の子であるとき。ここに着目して、日本人の子、或いは特別永住者の子であれば、その子が退去強制事由に該当していても積極要素として考慮していますということでございます。(2)が当該外国人が日本人、又は特別永住者との間に出生した実子を扶養している場合であって、次のいずれにも該当すること。アが当該実子が未成年かつ未婚であること。イが当該外国人が当該実子の親権を有していること。ウが当該外国人が当該実子を現に本邦において相当期間同居の上、監護及び養育していること。(1)が子供、(2)がその親、という位置づけでございます。具体的には、滞在中に日本人の子ができたり、或いは違法滞在になっている間に日本人の男性との間に子供ができた。しかしながら、夫の協力が得られずに婚姻することができない。ずるずると不法滞在になっていると。こういう外国人女性が事例としても挙がっておる訳ですが、その女性がその子を監護養育している、日本で面倒を見ている、相当の期間見ております、というような場合は在留特別許可の積極要素にしましょうということ。次に、(3)がその違反状態になっている外国人、当該外国人が、日本人または特別永住者と婚姻が法的に成立している場合。括弧としまして、ここが重要でございます、退去強制を免れるために、婚姻を仮装したり、又は形式的な婚姻届を提出した場合を除く。つまり、偽装婚でないと、真摯な婚姻であって、次の何れにも該当すること。アとして、夫婦として相当期間共同生活をし、相互に協力し、扶助していること。イとしまして、夫婦の間に子供がいるなど、婚姻が安定かつ成熟していること、を要件として掲げております。これは具体的に申し上げますと、不法残留になっている状況にある者を、入管が情報などに基づいて摘発する。或いは警察が独自に摘発する。或いは合同で摘発して、退去強制、お示ししました図に基づいて退去強制手続を執る訳ですが、捕まるとですね、途端に日本人と婚姻すると、婚姻届出をするという事例が多うございます。そういった場合、例えば、日本人の女性と婚姻届を出してしまう。そうしますと、それでは

すぐ認めましょうという積極要素に入れるのはなかなか難しく、そこでここに書いてございますのが偽装婚ではない、真摯な婚姻であるというようなことが認められたような場合には積極的要素としますよ、ということでございます。つまり(3)が婚姻できている場合、(2)が婚姻できていないような場合であります。(4)、これは正に人道的配慮を必要とする特別な事情があって、例としましては、病気治療。日本で受けなければいけない、日本でしか治療が受けられないような事情があれば、これは積極要素と見ますし、本邦への定着性が認められ、かつ、国籍国との関係が希薄になって、国籍国において生活することが極めて困難な場合。具体的に申し上げますと、かつて定住者として在留中であっただけけれども、失職するなどして在留許可を得ることなくずると不法残留の形になって、そのままずっと長らく許可を得ずに在留していて、そのうち、本国の親とか兄弟との関係が全くなり、或いは、本国の親が死亡したりして、本国との関係がなくなり、そういった場合にかなりの年齢の方がいらっしゃるしまして、これは人道的配慮ということで、在留を特別に認めた例がございますし、かつての例で申し上げますと、1970年頃に留学生として本邦に入国していたときに、インドシナの政変があったりして、本国に帰れなくなった。そのうち精神状態が不安定になって、ずるずると不法残留したと。そういった方について在留を認めたという例がございます。そういったことから、今般(4)として、積極要素として抜き出してございます。次に消極要素についてでございますが、これはここに書いてございますように、刑罰法令違反があるような場合、或いはこれに準ずる素行不良が認められるときには、これはマイナス要素として考えていきます。2つ目に入出国管理行政の根幹にかかわる違反、或いは反社会性の高い違反をしているときでございますが、出入国管理行政の根幹にかかわるといのは、例えば、不法就労を助長している場合、集団密航を手引きしているような場合、或いは旅券などの不正受交付等の罪により刑に処せられるような場合、これはマイナス評価します。それで、退去強制事由を、24条に書いておりますとおり、資格外活動、不法入国、不法上陸又は不法残留以外の退去強制事由に該当するようなときは、これはマイナス評価したいと考えておりますし、(3)で繰り返し退去強制手続を受けたような場合がございます。1回退去強制を受けたことがあるだけけれども、再び身分を偽って別のパスポートでもって入ってくる、再び退去強制の手続となったときに、退去強制手続を執るときは指紋を採取しておりますので、その指紋の照合で、かつて退去強制手続を受けていた、というようなことが分かる訳ですが、繰り返し退去強制手続を受けるようなときはマイナス要素となるということで、この度、ここに掲げさせていただきます。なお、積極要素に該当すれば必ず在留特別許可するというものではなくて、消極要素を比較考量した上で許否を決定するというようにしております。本ガイドラインをここで御報告後、速やかに省内手続を執って、公表したいというふうに考えております。以上でございます。

安居主査 どうもありがとうございました。それでは意見交換に入らせていただきたいと思います。何か、先生方、如何でしょうか。

井口専門委員 よろしいでしょうか。

安居主査 どうぞ。

井口専門委員 それでは、質問させていただきます。入管局の皆様におかれましては、外国人政策の改革について、いろいろ問題意識をもって、議論をリードしていただいているという点に関してましては、まず感謝申し上げたいと思うんですね。同時に今回のパブリックコメントに関してなのですが、こういうものに回答して下さる方というのは、ある意味でサンプルとして非常に偏っている部分があるので、これをどう受け止めておられるのかということと、本来こういうことは緻密に制度設計の議論をしなければいけないんですけれども、関係省庁と正式に意見を出してもらう訳ではないんでしょうけれども、少なくともいろいろ意見交換をして反応を聞くとかいうことは全然なさっていないのかということと、一般の方々からの反応だけで皆様いろいろされているのか、或いは他省庁という組んで、いろいろ検討なさっているのかどうかということ、それから、ちょっと内容的なことになるんですけども、これから私共のワーキンググループでは、先程おっしゃっていた中間技能労働者の問題というのは、かなり大きなテーマになるんですね。今回のパブリックコメントの反応を見ても、ちょっと定義が曖昧だという話が出ている。私もこれはやや入管局はもう少し緻密な議論が可能なのではないか。特に今、4年制大学卒の外国人の方と、例えば実務経験10年というのを同等と見ている訳なんですけど、例えばアメリカの移民法のコンメンタールを見ますとですね、例えばですけども、例えば実務経験2年を、例えば教育年限1年と見るとか、ある場合にはそういうルールを作ってますね、そういう中で、実務経験と、それから学歴というものをいろいろな形で組み合わせたり、或いは資格と実務経験を組み合わせる形でいろんな制度設計というのは可能になってくるんですよ。ところが、皆様方その点については、この中間技能の範囲をものすごく広く取ったままで議論されてしまっていて、本当にこの点について具体的な腹案をお持ちでないのか、といった点については非常に心配な点があるんです。その点について、ちょっとお考えが伺えないかという点と、それから、今日の「技術」とか「人文知識・国際業務」の規制緩和の議論にも全く同じことが言えるのではないかというふうに思うんですけども、先程言ったような学歴、学歴と言ってもただ大学を出た、例えばインドの大学を出たら日本の大学卒の人と同じだというのは非常に乱暴な議論で、ある程度以上のレベルの大学でなければ駄目だよいうのを、私はインドの専門家から聞いたことがあるんですけども、そういう一定の学校と言いますか、学校歴と言いますか、卒業したら過去のその証明と、実務と、あと資格というものを組み合わせて、今後「技能」或いは「技術」或いは「人文知識・国際業務」の辺りの、何と言いますか、要件緩和が可能なのか、そこら辺の議論がもうちょっと緻密にできないのかという辺りと、是非聞かせていただきたいと。

もう1点だけよろしいですか。最後の在留特別許可のことなんですけど、不法残留を、正にしてしまった外国人の親本人ではなくて、お子さんの問題というののがかなりいろいろ出てきていると思うんですね。特に日本で生まれて日本人として、日本語で教育を受けてと

というような方々はどういう扱いになってきますかということになってきますと、この積極要件のところ、ガイドラインを作っていただくこと自体は私はもう大歓迎なんですけれども、子供の問題というのがあまり見えない。海外の例を言いますと、私は例えばヨーロッパでは、ドイツでは、子供に関してはかなりはっきり例外扱いをして認めている。現地で生まれたお子さんで、ドイツ語で育ったような方々については例外扱いをしているように見受けられますし、そういった観点から言うと、こういった点にもう少し踏み込んでも良かったのではないかという気がしなくはない。ただ、お子さんを認めると自動的に親も認めるのかという難しい問題が起こってきて、現実にもうそういうことで、いろいろ民間のNPOなんかとの間で意見の違いもあるんじゃないかと思います。その点についてちょっとお話しただけであればありがたいと思います。

利岡企画官 それでは私の方から、パブリックコメントをかけた際の関係省庁等との協議、これは、法務副大臣のプロジェクトの中間発表、ホームページの公開、これはあえて関係省庁との協議をしてございません。法務副大臣のプロジェクトの考え方としまして、当然、法務省としての外国人受入れの基本方針、基本政策に関しましては、これは基本計画というのが入管法の規定でございまして、関係省庁の長と協議した上で、基準等決めて出しますよと。これが法務省の方針でございまして、そういうのを関係省庁と協議していく前に副大臣があえて法務省のPT案として作りまして、今から関係省庁と協議していきましようという、いわゆる議論の案でございまして、その意味において、これは関係省庁と協議をした、詰めた上で提言として出しているではありません。それから、2点目になるかと思いますが、中間技能労働者の定義、もうちょっとこれは関係省庁と詰めてやるべき、或いははきちんと実務経験と学歴との関係を考慮すべきと法務省がリードしていること。正にその通り、いま法務省の基本的な考え方というのは、これまでの分では、いわゆる専門的な技能、技術、知識、この人は受け入れる。ところが、この専門的分野、これもはっきり提言しているものはございません。ただ、専門的分野の中で受け入れていく要件、いろいろ基準、専門的な分野としての活動が在留資格の中に書いてございます。法令で。ただ、一定の分野でしか受け入れていきませんと。その省令の基準が大学卒、または実務経験10年くらいで括っている。意見としてございまして、専門的分野として、大学卒10年、そこをもう少し落としてもいいんじゃないかという意見と、専門的・技術的分野でない、入らない部分でも入れていくべきんじゃないかという、2つの意見がございまして。ではそうなったときに専門的・技術的分野の範囲はどこなのか、それからいわゆる中間技能、いろいろ各省で定義、名称が使われていますけれども、多少やっぱりずれてございます。井口専門委員おっしゃられましたように、共通の、ここまでがこうですということを詰めていかななくてはいけない。これは自民党の外国人労働者等特別委員会、或いは副大臣のPTでもこういう形でちゃんとやっていきなさいよという指摘を受けておりますので、正しく指摘を受けてやっていかなければいけない部分だと思っておりますけれども、現実にも今の段階ではこれこれですよという、法務省の中間技能労働者の、名称も、範囲も、特定

したものはございません。ただ、前から言われていますように高度人材の範疇もそうなんです、含めて、各省庁と協議して詰めていかないといけない。定義付けをした上で、じゃあどうするのかということ、正しくご指摘の点、あるかと思っております。

沖課長 在留特別許可の子供の問題でございます。その点につきましては明示的に書いてございません。と言いますのは、事例の積み上げがないというのが1つと、実際に1件1件個別に見ていくと認めた例、これはございます。例えば、本邦で生まれて、相当程度本邦で教育を受けて、といったようなときに認めた例がございます。先生おっしゃいましたように、親とセットになる可能性が非常に高い。そういった1件1件を積み重ねるんですが、場合によっては子供がいるから子供のためにということなんです、早い時期からある施設に預けっ放しで、たまたま退去強制手続を執られたら、こういう状況ですと言ってくるような場合がある。そういったことがございますので、ここの中には書いてございませんけれども、子供を扶養するといったときには、それは、1件1件見ていくようにはしている。しかしながら、さっき言いましたようにガイドライン化できる程の事例の積み重ねがないという状況でございます。先程申し上げましたとおり、在留を全然認めていないということではございませんで、それは在留状況、日本で生まれてどこまで教育を受けて、例えば、年齢が非常に若ければ、小さければある程度可塑性がある訳ですので、そういった点も含めて許否を検討するという状況でございます。今後のテーマとしましては、この問題は避けて通れないという認識はございます。以上でございます。

井口専門委員 一言よろしいでしょうか。

安居主査 どうぞ。

井口専門委員 ありがとうございます。冒頭の各省協議というのは、私は法令に基づいて各省と協議して下さいという意味では全然なくて、これをお出しになった後で、各省の、何と言いますか、非公式でもいいんですけれども、各省と協議、いろいろ議論をするとかですね、そういうことを全くなさないのかということ、うかがった訳なんです。ですから、決してこれは既に法令で定められた各省との協議を経ていないではないかということ、これを特に問題にしたのではなく、むしろ非公式にもっと各省と意見を擦り合わせるといことも大事で、その際に緻密な議論をするには、やはり入管の方から正にその緻密な議論をしていただくことによっていろんな意見の收拾が図れることを私はむしろ期待しております、その点について如何お考えになりますでしょうか。

利岡企画官 私のとらえ方がおかしかったかもしれませんが、まず国民の皆さんから意見をいただきましたので、中間とりまとめで意見いただきまして、いわゆる法務省PT案としてまとめる。これを取りまとめを出して、この案をもって関係省庁各位と、言われるように協議に入って行く形になろうかと思えます。ただ、それをどういう形で、各省にこれを全部投げて意見を下さいという形でもって行くのかについては、まだ決定しておりませんが、できた案で、今後、それを、いろんな場で検討の機会がございます、関係省庁連絡会議とか。その場で、法務省のPT案としての意見としては出して各省協議を行って

いく形になろうかと思っております。

矢崎副主査 私からちょっと教えてもらいたい。資料2-2の法務副大臣のプロジェクトに対する意見募集結果に対するくだりです。総論の部分で、「中長期的な在留外国人数の上限を総人口の3%に設定する」とありますが、今この割合は1.2%くらいですね。一方で、不法滞在者というのが今非常に増えている。この1.2%というのは、不法滞在者というのはどういうカウントにしているのか、不法滞在者ですから数を正確に把握しておられる訳ではないと思いますけれどもね。不法滞在者を含めると、もう1.2%どころではないという感じがします。その辺はどうですか。

利岡企画官 この具体的事例をまとめて、外国人の数を上限として総人口の3%にしてというのは、その中で不法滞在者、今うちが持ってますのは登録者数で19万、それから、不法入国した人が約3万という推計で、トータルで22万という今年18年で推計をしていますけれども、その数を入れての議論ではなかったと承知しております。ただ、登録者数、さきほど申しました1.2%というのは、総人口、我が国の総人口1億2千何万に対する外国人登録者数でございます。登録者数の中には一部不法滞在の方も入ってございます。ただこれが22万全部じゃございません。一部、例えば、きちっと入ってきちっと登録されて、登録してきた方で在留期間が切れましてという形の中で、登録者数に含まれている方がございます。これは正確にその時点で登録者数というのは約201万ですか、その中で何人が不法残留者、オーバーステイの方が登録しているかというのは、実は今、在留期間の更新手続中の方、その時点では一旦在留期間切れてございますけれども、認められるとまたそのまま在留が継続されます。そういう方も入ってございますので、その登録者で201万の中で、現時点で、オーバーステイの方、何人おられるかというのは正確にちょっと把握できない部分がございますが、副大臣PTの中で、今の1.2とかいう中で、不法滞在者22万というのは想定してございません。正規の方達の方で議論されておりました。

井口専門委員 よろしいですか。

安居主査 どうぞ。

井口専門委員 すみません、もう1点。本日の御説明をいただいたテーマの中の「研修・技能実習制度の要件の明確化」の件なんですけど、まだ検討中、というふうにかがったんですけども、私、先週たまたま東南アジアを二国ほど訪問しておまして、日系の企業を4か所ほど見てきたんですけど、この議論をしてまいりましたんです。もちろん調査のほんの一部だったんですけども、最近、非常に企業の再編整理というのが進んでおります関係で、これは国内でもそうなんですけど、事業部だったところが別会社になっている場合もありますし、或いは単独企業だったところが、持株会社みたいな形で整理されてしまっている部分もありまして、ですからいろんなケースがあるとは思うんですね。直接の自分の親元の企業だけ見ると人数が非常に少なく、実は関連会社の方に、その、実はマザーファクトリーに対応する、その現地のファクトリーに技術移転をしてきた、もとのマザーに当たる、母親に当たる企業があるという場合に、組織再編が起こってしまっ

前の状態であれば、研修生が非常スムーズに来ていたものが、その後で見てしまうと分母が非常に小さくなってしまって、非常に難しくなるというようなケースもありますし、ですから、機械的に全て企業グループ全部認めろというそういう議論はあるとは思いますが、けれども、やはりかなりその組織の構造であるとか、例えばタイの工場の中にある生産工程というのは幾つもあって、それが日本に行くと実は別会社になっているというケースはもちろんあって、現場では1つの建物の中でやっているかもしれない、1つの敷地の中にあるのに、日本でいうと実は違うというケースも起こってきている訳ですね。しかしそこから辺、できるだけ、実地にといいいますか、実態に合わせて判断していただくということが、非常に大事であって、あまり杓子定規に、先程、企業グループ全体でと単純に言うことは濫用されるのではないかと、制度がかえってルーズになってしまうのではないかとされているんだと思うんですね。むしろ、企業側が望んでいるのは実態に則した分母の算定というのを望んでおられると思いますから、そういう観点から御検討いただけないでしょうか。その点、ちょっとおうかがいしたいと思うんですけれども。

利岡企画官 我々の認識の方も実態に則した受入れ機関がやって然るべきだろうという形で進めております。その規定ぶりにつきまして、後ろで御案内しています通り、そういう形で、一応パブコメをかけさせていただいております。そうしますと、やはり意見の中で、その解釈、運用でやっていると問題がある場合もあるので、もう少し明確化、基準省令の改正を検討しておりますので、もう少しきちっと客観的に判断できるような明確化すべきではないかというような意見もございます。先程、冒頭の説明で御案内しましたように、では企業全体で全部本当にやったときに、実際にその研修に参加していない関連会社、子会社等まで含めて不正行為にかけていくのが実態に則した一種のやり方なのかどうか、そこら辺も含めて今、関係省庁と、今、井口専門委員が言われたように実際にはもともとの会社が分化、分社化されたときに、それを一体として受入れ枠をやるべきじゃないか、その意見については、我々も異存はございませんので、そういう方向でパブコメをかけさせていただいております。ただ、今いったように、あまり曖昧な規定ぶりですと、解釈、運用でやられるという批判もございますので、そこら辺をどういう規定ぶりですのか、実態に則した、本当にうまくいく形になるのかを含めて、今、それこそ関係省庁と協議をさせていただいているところでございます。

矢崎副主査 よろしいですか。

安居主査 どうぞ。

矢崎副主査 先程、井口先生からもありましたけれども、高度人材以下の定義をどのようにするかが、非常に大きな問題だと思うんです。そのときに考えておいていただきたいのが、産業構造のグローバル化の観点やIT化の観点です。

非常に狭い範囲の話で申し訳ないんですけれども、例えば自動車産業で見ますと、今までは、10年くらい前は、全部日本で作って販売していました。それをアメリカなり、中国なり、ヨーロッパで作ろうということで海外へ進出する場合には、日本のやり方を持って

いく時代だったんだと思うんです。今はですね、日本で開発・設計はするけれども、日本では作らない世界戦略車について、アジアや、ブラジルや、アフリカで生産する時代です。将来は現地化をどんどん進めていくと思いますけれど、今は日本で開発・設計します。そのときにですね、海外で生産するためのコストを考えると、自動機でやった方がいいのか、人手でやった方がいいのかを比較することになります。向こうは人件費が安いから、自動機を作るよりも人手でやった方がいいとなる。そうしますと現地から、ブラジルからも、南アフリカからも、東ヨーロッパからも研修生を連れてきまして試してみます。そうすると、これくらいなら手作業でできるとか、いや、もうちょっと設計を手直ししないと人手では難しいとかということが、各地の特性も含めて分かります。そうすると、高度、中度、低度というか、単純労働といった境界線が曖昧になってきます。我々はこうやって、自動車メーカーさんとも話して、立ち上げは最初から海外でやろうということになりますと、外国人を受け入れて研修するわけです。

こうした中間技能労働者ですとか、高度人材ですとか、単純労働者とかの定義の難しさについては、非常に産業構造が変わって、また、世界がよりグローバル化してくると、自動車産業のみならず、いろいろな産業で起こっているという感じがします。受入れを拡大すべき外国人労働者の定義を考えるときには、日本だけの視点で見た結果として単純労働だから駄目だとかいう議論は問題があるという気がします。ですから、そういう新たなカテゴリーを作るときには、産業構造のグローバル化、IT化、国際分業といったことを踏まえて、意見や実情を聞いていただきたいと思います。

安居主査 時間がきていますので、少しだけお話をさせていただきたいと思います。まず、いろんな意味でこの3年間、ディスカッションをさせていただいて、今日もお話がありました。いろいろな法務省の方でもご努力をいただいております。今日の直接の議論にはなりませんけれども、在留管理、今いろいろ進めていただいておりますが、是非これは年度内に何とか基本的なところを決めていただきたいと思っております。是非よろしく願います。

2つ目の、今日お話をいただいた中間技能労働者の件なんですが、日本全国でいろいろな意見があり、かつ、相当反対も多いと。今までいろいろ議論が出てますように、例えばカテゴリー1つにしても、いろいろなカテゴリーの考え方があったりですね、きちっと練れていない中での議論という面が相当まだ多うございます。私自身もまだきちっと分かっていないというか、はっきりしていない面があると思うんです。ただ、大きな全体の中で、今、もう求人倍率が1を超えてしまった、非常に人間が足りなくなったときにどうするんだということが、やはりここ近未来では出てくると思うんですね。そういう状態が出てくる前に、どういう人を入れるべきなのか、どういうふうにすべきということを、できたらもう1回きちんとして、決めていただきたいというのが基本的な私共のお願いでございます。そういう意味では法務省のこの副大臣のプロジェクトは、今までの議論から言うと画期的なアイデアを出されて、副大臣会議でもいろいろディスカッションされているんですけれ

ども、何とかできれば一歩でもですね、そういう将来に向かっての何か枠組作りを是非お願いしたいと思います。

それから、そういう意味で僕は自分自身も若干反省しているんですけども、先程からお話が出ておりますカテゴリーなり、いろいろな中身の問題なんですけど、やはり学歴とですね、学歴以外で言うのであれば、実務経験年数の2つの問題がありますが、私の感じで言うと、大学も日本の大学と外国の大学とを分けて、これは当然分かれている訳ですけども、それと経験年数の問題と、それから、日本でいろんな国家資格があって、いわゆる士業と言いますか、これを含めた3つのファクターがあるように思います。ですから、もう1回、その3つのファクターで、どこがどうなんだというのを私自身も整理をすべきではないかなと。例えば、日本の大学を出れば何でも仕事ができるんだということに一応法律上はなっているということなんですけど、その辺が実際にどうなのかと。だけどそれも、例えば日本の大学を出ても、国家資格を取らないとできない仕事というのが当然ある訳ですけど、その場合、例えば、日本の大学を出て国家試験も通ったけれども仕事ができないとかいうこともないとは言えないという感じなので、いっぺんその辺もきちっと整理してみて、専門的・技術的分野という高度な方についても整理をした方がいいかなという気がしています。あとはここで書いています中間技能労働者の問題について、これはまだ相当議論が要るんだろうと思いますが、そうした中で、単純労働と技能の区別が難しくてどういう線の引き方をするかということについて意見が出てますが、それは確かにおっしゃる通りなので、その辺の線引きをどうするかと。それには日本語能力という視点が必ずあると思いますので、その辺も御考慮いただければありがたいと思います。

それから、もう1つはいわゆる会社内の異動と言いますか、それと研修と両方で将来の問題というのは、どういった形で変化に対応していくかというのが、これは今お話がございましたけれど、若干技術的な話もあると思うんですが、それはそれとして、やはり考えておかないといけないのは、基本は日本へ来ていただいて3年なり何年なり、研修なり仕事なりしていただいたら、基本は帰っていただくんだということが国から見たら理想的だと思うんですけども、その辺をそれではどこまでどうするんだということについて議論を正面からしておいた方がいいかなという感じが致しております、ざっくばらんに申し上げて内閣もまた今度代わりますから、議論のやり方も場合によっては変わる可能性もないとは言えないと思うんですけども、できたらこういうディスカッションまで来ておりますので、できれば何か年度内にちょっとでも方向付けを出していきたいと思います。是非、法務省さんもそういう意味でもう一段お願いできればと思います。勝手な話なんですけど、将来の日本の国を考えるとそこは避けて通れないかなという感じがするものから、そういう意味でお願いしたいと思います。

それから、最後にもう1つ、これはイフの問題ですから何とも言えない部分があるんですけども、いわゆる在留特別許可との絡みでですね、在留管理をきちっとしていくと、いろいろ話が出ているICでカードを作るといっていきますと、恐らく一遍に不

法滞在者が相当出てくる。しかし、その中身を今ずっとおっしゃったお話に皆絡むと思うんですけれども、例えば不法滞在で日本にもう10年生活してですね、というようなケースが結構あるような感じなんですね。そうすると、例えばアメリカだとか、一部ヨーロッパだとか、恩赦みたいな特別にやる期間を決めて、そういう人たちに一遍申告させてチェックしてですね、犯罪とかここに書いているのは別ですけれども、というようなことがやはり必要になってくるかもしれないという感じがします。EPA交渉の関係でタイの方々と話をいろいろしてますと、彼らはやはり盛んに言ってまして、それは日本では難しいと思うという話をしたんですけれども、タイ国内では実施したんですね。ですから、ちょっとその辺の準備と言うか、するんだと言うことであれば、問題を整理いただきたいという気がします。これは恐らく数がこんな数ではないと思うんですね。実際、登録証の中に「在留資格なし」という表示が結構あるようなので、その辺が在留管理の制度がきちっとなってくると、大きな問題になってくるんだろうと思うので、是非御検討いただければと思います。他に何かございますでしょうか。

沖課長 1点だけよろしいでしょうか。多分、アムネスティの話だと思うんですけれど、米国も何回かに分けてやっておりますし、韓国もやりましたし、イタリアもやりましたし、ヨーロッパ諸国もやっておりますし。タイもやったというお話ですが、ただ、入国管理局で考えておりますところはですね、そのやった国々はそれで成功したかと言うと、成功していない。どういうことが起きているかと言うと、次のアムネスティを期待して、新たな不法残留者を誘因するということがありましてですね、今のところ法務省としましては諸外国を見ましても成功した事例が見えないので、慎重に検討していく必要があるだろうというのが現状でございます。今御指摘の点はまた十分念頭に入れながら、検討していきたいと思っております。

安居主査 今のお話ですと何十万ということになりますので、これはもう大変なことになりますので、検討が必要なんだろうなという気がしているものですから宜しく願います。

井口専門委員 すみません、今の点、一言だけよろしいですか。

安居主査 どうぞ。

井口専門委員 韓国で雇用許可制度を入れて、3年程前ですけれど、10月の終わり頃に一時合法化措置を取ったんですが、その後また不法残留者が増え始めておりまして、1年くらい前の数字しか私は持っていないですけれど、19万人くらい不法残留者がいるんですね。そのうち6万6千人くらいは、どうもまた新規に不法残留し始めていて、それはやはり合法化措置を期待して、そのまま地下に潜ってしまっているという感じもあるものですから、そこら辺の状況もよく私共も研究した上でないとこの議論はなかなか難しいと思います。

安居主査 それはそうだと思うのですが、ただ、数が多いから難しいという気がするので、これは相当、前もって勉強しておかないといけないということで申し上げたんですけ

どね。

矢崎副主査 よろしいですか。最後に。

安居主査 どうぞ。

矢崎副主査 ここにあります中間技能労働者の受入れについては、既に少子化、高齢化に遭遇した日本において、外国人労働者をいかに受け入れるべきか、どれくらい受け入れるべきかという議論だと思えます。一方で治安の問題などは非常に大きな課題で、ヨーロッパでも各国で問題を起こしている訳ですよね。ですから、この問題は我々も十分考えてやらなければいけないと思えます。しかし、企業単独型の研修制度について言えば、研修生として日本に来る彼女達、彼等は、帰国後も現地で働く場を確保されている訳ですよね。更に、研修期間中も現地での給料の支払が継続されます。ですから、受入れ機関によって待遇が保障されている研修制度の場合、現地の拠点への技術移転が図られて、生産やマネジメントの現地化に寄与しているわけです。このような研修制度の在り方の議論と、中間技能労働者との受入れに係る議論が混同して考えられますと、誤った方向に誘導される気が致しますので、こうした観点への配慮をお願いします。

井口専門委員 ちょっとよろしいですか。一言だけ。

安居主査 どうぞ。

井口専門委員 今のいわゆる企業単独型の研修のケースなんですけれども、技術の移転ということが良く言われているんですが、やはり日本に一度来て、いろいろな視野を養って帰って下さった方々が、現地で段々高いレベル、場合によってはマネージャーですけれども、そういう地位の人材として育ててきているというのも現実で、そのことなしには日本企業の経営の現地化というものも難しい訳で、そういう意味から言うと正にこの、よく技術の移転という一言で言うんですけれども、現地化促進という視点は非常に重要であると思えますので、その点から言いますと、もうちょっと制度の柔軟な運用というのがお願いできないかなという面があるかと思っております、もちろんこれは団体監理型の問題とは全く異質ではあるんですけれども、その点また今後共御議論いただけないかなと思っております。

安居主査 時間がまいりましたので、だいたいそんなところで本日はよろしゅうございますでしょうか。いろいろ長時間ありがとうございました。先程ちょっと申し上げた通り、何とか頑張ると我々も思っておりますので、ひとつ宜しくお願い致します。どうもありがとうございました。(終了 11:17)